

被災した介護・障害事業所の皆様へ
職員への特別手当等の支給に
助成します！



令和6年能登半島地震により被害を受けた事業所を対象に
職員の離職防止や復職・新規就労の促進を支援します。

対象事業所

以下の①～③のいずれかに該当する能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の介護・障害事業所

- ① 地震により事業所建物が損壊
- ② 地震により職員が離職・休職
- ③ 地震により利用者が避難

対象職員

対象となる事業所で働く全職員のうち、令和6年1月1日から申請時点までに3か月以上勤務している方(直接処遇職員だけでなく、看護職員や事務職員など、全職種)の職員が対象)

助成額

職員一人当たり **15万円** ※基本給等に上乗せし全額を職員に支給

申請期間

第1回: **8/1(木)～8/31(土)**

第2回: **12/1(日)～12/31(火)**

申請方法

県HPからダウンロードした様式により、下記の事務局メールアドレス宛に電子メールで提出

様式のダウンロードや制度詳細などはこちらから！ →



<お問い合わせ>

被災地介護・福祉人材確保支援
事業費補助金運営事務局



090-5630-5879

(9時～17時(土日祝日を除く))

ishikawa_kaigofukushi@nta.co.jp

